



新規の労働保険手続きは？

Step 1 労働基準監督署

※詳しくは労働基準監督署にご確認ください。

- 労働保険成立届（確認資料：登記簿事項証明書、賃貸借契約書 等）
- 労働保険料の概算申告書

名古屋南署	052-651-9209	港区、南区
名古屋東署	052-800-0794	瑞穂区、熱田区、緑区、豊明市

Step 2 ハローワーク

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険被保険者資格取得届

〈添付資料〉

- 登記簿事項証明書
- 雇用保険加入予定者の労働者名簿、雇用契約書、出勤簿など入社日等が確認できるもの
- 事業所所在地の地図（A4サイズ）
- 監督署提出書類の控え

この2点はダウンロードができます。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧 🔍

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

※適用関係>事業所に関する手続き、被保険者に関する手続き
○倍率100%でA4白色用紙に両面印刷してください。



※添付資料はコピーでの提出が可能です。

注意点

- ✓ 雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上の場合に加入の対象となります。
- ✓ 雇用保険被保険者資格取得届にはマイナンバーの登録が必要です。
また、雇用保険被保険者番号がわからない場合は、当所にて調べますので、「履歴書」などの前職がわかるものをお持ちください。
- ✓ 外国籍の方は在留カード情報の登録が必要です。
- ✓ 労働者の勤務地と登記上の住所が異なる場合は、住所を確認できるものが別途必要です。
例) 公共料金の請求書（事業所名と住所がはいっているもの）、賃貸借契約書など
- ✓ 「登記簿事項証明書」は法人番号（13桁）により、登記情報連携システムから確認できますが、スムーズな窓口処理のため、最新の証明書※をお持ちの場合は写しの添付にご協力をお願いします。
※内容が最新であれば証明書の発行日が古いものであっても構いません。
- ✓ 2年までは遡及して加入できますが、6か月以上前の日付で加入手続きをするときは「遡及期間すべての出勤簿、賃金台帳（給与明細）」および「遅延証明書」が必要です。

受付時間 > 8：30～16：00（土日祝日および12/29～1/3を除く平日）
2階 ⑭雇用保険課受付 にお越しください。

詳細はホームページをご確認ください。

ハローワーク名古屋南 事業主 保険 🔍

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list/minami/hoken-kaisha.html)

[hellowork/list/minami/hoken-kaisha.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list/minami/hoken-kaisha.html)



ハローワーク名古屋南
雇用保険適用課 適用係
電話：052-681-1211（部門コード # 21）

保険料は？

> 賃金予定額で納め、翌年の6月に実際の賃金額で清算します。

✓ 労働保険料は加入日から3/31までの賃金総額（支払見込額）で計算します。
保険関係成立日の翌日から50日以内に納付してください。

✓ 加入日から3/31までの雇用保険加入者全員の賃金支払予定額 × 雇用保険料率（毎年度変更します）
なお、保険料の計算には「通勤手当」や「賞与」も含まれます。詳しくは『雇用保険のしおり』をご確認ください。

✓ 翌年6/1～7/10の間に保険料の清算と新しい年度（4/1～3/31）の予定額の申告納付を行います。
これを年度更新といいます。
年度更新の案内は例年5月末ごろに郵送で届きます。

✓ 雇用保険料は被保険者も負担します。
毎月の賃金から本人負担分を徴収してください。

詳しくは監督署にご相談ください。

事業主の労災（特別加入）

> 事業主は労災保険で保護されませんが、任意加入の「特別加入」という制度があります。

✓ 従業員を1年間に100日以上使用する場合は「一人親方等」として加入することができません。
あらためて「中小事業主等」として手続きが必要です。

✓ 特別加入を利用するには「労働保険事務組合」へ労働保険事務を委託する必要があります。

労働保険事務組合に委託するメリット

- ・ ハローワークへの届出関係、労働保険料の手続きなどを任せられるので、事業主の事務処理が軽減されます。
- ・ 保険料を年3回に分割納付できます。
- ・ 事業主、家族従事者も労災保険に「特別加入」できます。

口座振替

> 労働保険料の納付には口座振替のご利用が便利です。

詳しくは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



電子申請

> 労働保険の書類も電子申請で提出できます。

詳しくは

電子申請特設サイト >>

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

